

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第二十一号

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給与の支給に関する規則(昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当) 第二十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 勤務成績が特に優秀な職員 百分の百十九以上百分の二百以下(特定幹部職員(給与条例第十八条第二項第二号イに規定する特定幹部職員をいう。以下同じ。))にあつては、百分の百四十五以上百分の二百四十以下)</p> <p>ロ 勤務成績が優秀な職員 百分の百七・五以上百分の百十九未満(特定幹部職員にあつては、百分の百三十・五以上百分の百四十五未満)</p> <p>ハ 勤務成績が良好な職員 百分の九十六(特定幹部職員にあつては、百分の百十三)</p> <p>二 勤務成績が良好でない職員 百分の九十六未満(特定幹部職員にあつては、百分の百十三未満)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ 勤務成績が優秀な職員 百分の四十七・五超(特定幹部職員にあつては、百分の五十七・五超)</p> <p>ロ 勤務成績が良好な職員 百分の四十七・五(特定幹部職員にあつては、百分の五十七・五)</p> <p>ハ 勤務成績が良好でない職員 百分の四十七・五未満(特定幹部職員にあつては、百分の五十七・五未満)</p> <p>4—10 (略)</p>	<p>(勤勉手当) 第二十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 勤務成績が特に優秀な職員 百分の百十五以上百分の百九十以下(特定幹部職員(給与条例第十八条第二項第二号イに規定する特定幹部職員をいう。以下同じ。))にあつては、百分の百四十一以上百分の二百三十以下)</p> <p>ロ 勤務成績が優秀な職員 百分の百三・五以上百分の百十五未満(特定幹部職員にあつては、百分の百二十六・五以上百分の百四十一未満)</p> <p>ハ 勤務成績が良好な職員 百分の九十二(特定幹部職員にあつては、百分の百九)</p> <p>二 勤務成績が良好でない職員 百分の九十二未満(特定幹部職員にあつては、百分の百九未満)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ 勤務成績が優秀な職員 百分の四十五超(特定幹部職員にあつては、百分の五十五超)</p> <p>ロ 勤務成績が良好な職員 百分の四十五(特定幹部職員にあつては、百分の五十五)</p> <p>ハ 勤務成績が良好でない職員 百分の四十五未満(特定幹部職員にあつては、百分の五十五未満)</p> <p>4—10 (略)</p>

(職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年広島県人事

委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (勤勉手当の成績率に関する特例) (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 勤務成績が特に優秀な職員 百分の百十九</p> <p>ロ 勤務成績が優秀な職員 百分の百七・五</p> <p>ハ 勤務成績が良好な職員 百分の百二</p> <p>ニ 再任用職員 百分の四十七・五</p> <p>（派遣職員等の成績率に関する特例）</p> <p>3 長期にわたる派遣その他の事由により、前項第一号の規定によることが適当でないとして人事委員会が認める職員に対する勤勉手当の勤務成績による割合については、当分の間、百分の百以上百分の百七・五未満の範囲内で任命権者があらかじめ人事委員会と協議して定める割合とする。</p>	<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (勤勉手当の成績率に関する特例) (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 勤務成績が特に優秀な職員 百分の百十五</p> <p>ロ 勤務成績が優秀な職員 百分の百三・五</p> <p>ハ 勤務成績が良好な職員 百分の九十五</p> <p>ニ 再任用職員 百分の四十五</p> <p>（派遣職員等の成績率に関する特例）</p> <p>3 長期にわたる派遣その他の事由により、前項第一号の規定によることが適当でないとして人事委員会が認める職員に対する勤勉手当の勤務成績による割合については、当分の間、百分の九十五以上百分の百三・五未満の範囲内で任命権者があらかじめ人事委員会と協議して定める割合とする。</p>

附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定及び第二条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の規定は、令和四年四月一日から適用する。